

令和 6 年11月以降における事業者との協議について

資料番号	日付	発信	通知文書等
1	R6.11.11	市	多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業の工事の一時中止について（通知）
2	R6.11.21	市	多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業の特定事業契約の解除の申し入れについて（通知）
3	R6.11.27	事業者	貴市令和 6 年 1 1 月 2 1 日付通知書について
4	R6.12.24	市	貴社 2 0 2 4 年 1 1 月 2 7 日付け通知書について
5	R7.2.6	市	貴社 2 0 2 4 年 1 1 月 2 7 日付け通知書について（回答）
6	R7.2.13	事業者	貴市令和 7 年 2 月 6 日付通知書について
7	R7.2.17	市	貴社 2 0 2 5 年 2 月 1 3 日付け通知書について（回答）
8	R7.2.21	事業者	貴市令和 7 年 2 月 1 7 日付通知書について
9	R7.2.26	市	貴社 2 0 2 5 年 2 月 2 1 日付け通知書について（回答）
10	R7.3.4	-	多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業に関する協議
11	R7.3.24	市	多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業に関する協議について（回答）
12	R7.4.3	事業者	貴市令和 7 年 3 月 2 4 日付け通知書について
13	R7.5.19	事業者	特定事業契約書第 1 2 7 条に基づく第三者に対する情報の開示について
14	R7.5.22	市	貴社令和 7 年 5 月 1 9 日付け依頼書について（回答）
15	R7.6.18	事業者	貴市令和 7 年 5 月 2 2 日付け通知書について
16	R7.6.30	市	貴社令和 7 年 6 月 1 8 日付け通知書について

6 豊多整第 80 号

令和 6 年 11 月 11 日

豊橋ネクストパーク株式会社

代表取締役 平出 和也 様

豊橋市長 浅井 由崇



多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業の
工事一時中止について(通知)

多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業特定事業契約第 49 条第 2 項
に基づき下記内容の工事を一時中止したいので通知します。

記

1 契約名

多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業

2 中止内容

豊橋球場の解体及び、その周辺樹木の伐採工事

3 事業者

名 称 豊橋ネクストパーク株式会社

代表者名 代表取締役 平出 和也

所 在 地 豊橋市花田一番町 177 番地

4 工事中止期間

令和 6 年 11 月 11 日 (月) から市の指示する日まで

【問い合わせ先】

豊橋市今橋町 1 番地

豊橋市役所文化・スポーツ部

多目的屋内施設整備推進室

TEL : (0532) 51-2864

6 豊多整第 83 号

令和 6 年 11 月 21 日

豊橋ネクストパーク株式会社

代表取締役 平出 和也 様

豊橋市長 長坂 尚登



多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業の
特定事業契約の解除の申し入れについて（通知）

令和 6 年 9 月 27 日付けで締結した下記事業に係る特定事業契約について、市の政策変更により、契約の解除を申し入れます。

つきましては、下記事業の個別対話結果（令和 6 年 3 月 29 日公表）質問 No. 91 の内容も踏まえ、契約解除に向けた協議の場を設けたく、下記担当課までご連絡をお願いします。

なお、令和 6 年 11 月 11 日付通知書（6 豊多整第 80 号）において、既に一時中止をお願いしております豊橋球場の解体及びその周辺樹木の伐採工事に加え、下記事業に関する全ての業務（契約解除に向けた協議に関する一切を除く。）を一時中止することを求めます。

記

1 事業名

多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業

2 契約者

名 称 豊橋ネクストパーク株式会社

代表者名 代表取締役 平出 和也

所 在 地 豊橋市花田一番町 177 番地

担当課：豊橋市文化・スポーツ部

多目的屋内施設整備推進室

電 話：0532-51-2864

FAX：0532-56-3005

E-mail：tamokuteki@city.toyohashi.lg.jp

2024 年 11 月 27 日

豊橋市長 長坂 尚登 様

豊橋ネクストパーク株式会社
代表取締役 平出 和

貴市令和 6 年 11 月 21 日付通知書について

貴市から弊社宛送付のありました、令和 6 年 11 月 21 日付「多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業の特定事業契約書の解除の申し入れについて（通知）」（6 豊多整第 83 号。以下「本通知」といいます。）に関し、以下の通り弊社の見解を申し述べるとともに、下記第 2 項及び第 3 項につき貴市からの回答を求めます。

1 特定事業契約の解除について

本通知において、多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業（以下「本事業」といいます。）に関して貴市と弊社の間で締結された令和 6 年 8 月 16 日付特定事業契約書（同年 9 月 27 日豊橋市議会の議決により発効。以下「特定事業契約」といいます。）の解除を前提にした協議の実施につき、貴市から申し入れがなされました。

かかる申し入れにおいて、本事業の個別対話結果（令和 6 年 3 月 29 日公表。以下「個別対話結果」といいます。）質問 No.91 が参照されていることから、貴市は特定事業契約第 107 条第 1 項に基づく解除を意図されているものと理解しています。

しかしながら、個別対話結果 No.91 の内容を踏まえれば、特定事業契約第 107 条第 1 項に定める解除事由を構成する事実は何ら存在しませんので、同条項は適用不可能です。また、特定事業契約に基づくその他のいかなる解除事由も発生していません。

上記に加え、個別対話結果 No.91 に基づく協議は、解除権行使の前提として実施されることが明記されていますので、かかる協議が実施されていない状態での本通知は、特定事業契約第 107 条第 1 項に基づく解除通知と認めることもできません。

2 協議の実施について

上記のとおり特定事業契約の解除事由は何ら発生していませんが、本事業の実施に向け、貴市及び弊社が相互に事業の趣旨を尊重することを定めた特定事業契約第 2 条第 1 項の趣旨に則り、弊社として貴市との協議自体を拒むものではありません。

従って、貴市と弊社の協議の場を設けるにあたり、以下の事項について、文書による回答を求めます。

- (1) 協議における議題
- (2) 協議の開催場所
- (3) 協議の日程候補日（参加者の日程調整の都合上、複数の候補日を求めます。）

上記事項について回答受領後、その内容を踏まえ、協議の日程について弊社から書面にて連絡いたします。

3 業務の中止要請について

本通知第3段落で、本事業の全ての業務（契約解除に向けた協議に関する一切を除く。）を一時中止することを求められていますが、貴市は特定事業契約のいかなる条項を根拠にかかる要求をされているのか、文書による回答を求めます。

特定事業契約に根拠のない業務中止を強制された場合、当該要求は弊社の特定事業契約に基づく義務履行を不当に妨げるものであり、貴市による特定事業契約違反の行為があったと扱わざるを得ません。

4 今後の貴市及び弊社間の連絡について

本通知で示された貴市の意向は、本事業の実施に重大な影響を及ぼしかねないものです。従って、本通知に関わる貴市及び弊社相互の通知、請求等は、特定事業契約第132条第1項に基づき、書面をもって行うことを求めます。

書面によらず、口頭等での通知等があった場合、当該連絡は特定事業契約に基づく適式な通知等とは認められませんので、予めご承知置きください。

なお、特定事業契約第132条第1項後段に基づき、弊社に通知等をいただく際の宛先を以下の通り通知します。

弊社宛先：



以 上

6 豊多整第 101 号

令和 6 年 12 月 24 日

豊橋ネクストパーク株式会社
代表取締役 平出 和也 様

豊橋市長 長坂 尚登



貴社 2024 年 11 月 27 日付け通知書について

貴社から、2024 年 11 月 27 日付け「貴市令和 6 年 11 月 21 日付通知書について」において、令和 6 年 9 月 27 日付けで締結した「多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業」の特定事業契約の解除に関する貴社の見解が示され、また、協議の実施等に対する本市の回答を求めています。

本市の回答を含めた今後の対応につきましては、慎重に検討しておりますので、今しばらくの期間をいただきたく存じます。ご理解よろしくお願い申し上げます。

担 当：(〒440-8501)

豊橋市 文化・スポーツ部

多目的屋内施設整備推進室

電 話：0532-51-2864

F A X：0532-56-3005

Email：tamokuteki@city.toyohashi.lg.jp

6 豊多整第 129 号
令和 7 年 2 月 6 日

豊橋ネクストパーク株式会社
代表取締役 平出 和也 様

豊橋市長 長坂 尚登



貴社 2024 年 11 月 27 日付け通知書について (回答)

貴社から送付されました、令和 6 年 11 月 27 日付け「貴市令和 6 年 11 月 21 日付通知書について」(以下「貴社文書」といいます。)で質問いただいた事項につき、下記のとおり回答いたします。

記

1 貴社文書「2 協議の実施について」について

(1) 協議における議題

議題は、以下の内容を想定しております。

- ア 多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業に関する経過説明について
- イ 今後の協議内容について
- ウ 協議に関する情報の取り扱いについて

(2) 協議の開催場所

豊橋市役所又は貴社本店所在地(豊橋市花田一番町 177 番地)のいずれかを想定
御希望の開催場所を御指定ください。

(3) 協議の日程候補日

令和 7 年 2 月 17 日(月)から 21 日(金)、25 日(火)のいずれか
御希望の日時を御教示ください。

2 貴社文書「3 業務の中止要請について」について

先に本市が貴社宛て送付しました令和 6 年 11 月 21 日付け「多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業の特定事業契約の解除の申し入れについて(通知)」にて通知しましたとおり、令和 6 年 9 月 27 日付けで締結した多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業に係る特定事業契約について契約解除に向けた協議を申し入れております。

このことに伴い、無用な費用の発生を防止する観点から、特定事業契約書第 49 条(工事の中止)の規定に基づき、又は準じ、多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営

事業の全ての業務（契約解除に向けた協議に関する一切を除く。）の一時中止を求めています。

3 特定事業契約の解除事由について

貴社文書では、特定事業契約書第 107 条第 1 項に定める解除事由を構成する事実は存在せず、同条項は適用できない旨を指摘されております。

しかしながら、本市は、個別対話結果No91 の内容を踏まえ、同条項の解除事由が発生しているものと認識しており、その上で、個別対話結果No91 に基づく契約解除に向けた協議を申し入れておりますことを申し添えます。

4 本通知の送付の説明について

本市は、今後、本通知を含め貴社との協議の進捗状況に関し、本市市議会、報道機関など、ひいては市民に対し、一定の説明の必要性を認識しております。ついては、本通知を送付したことを説明する場合がありますのでご承知おきください。

担当課：豊橋市文化・スポーツ部

多目的屋内施設整備推進室

電 話：0532-51-2864

FAX：0532-56-3005

E-mail：tamokuteki@city.toyohashi.lg.jp

2025 年 2 月 13 日

豊橋市長 長坂 尚登 様

豊橋ネクストパーク株式会社
代表取締役 平出 利

貴市令和 7 年 2 月 6 日付通知書について

貴市から弊社宛送付のありました、令和 7 年 2 月 6 日付「貴社 2024 年 11 月 27 日付け通知書について（回答）」（6 豊多整第 129 号。以下「貴市文書」といいます。）に関し、以下の通り回答ならびに弊社の見解を申し述べます。

1 貴市文書「1 貴社文書「2 協議の実施について」について」について

(1) 協議の開催場所

豊橋市役所での開催を希望します。会場の詳細をご指定下さい。

(2) 協議の日程

令和 7 年 2 月 19 日 14 時 30 分～ を希望します。

2 貴市文書「3 特定事業契約の解除事由について」について

貴市文書において、貴市は個別対話結果 No.91 を踏まえ、特定事業契約第 107 条第 1 項に定める解除事由が発生しているとの認識を示されておりますが、弊社が 2024 年 11 月 27 日付けで送付した通知書の通り、個別対話結果 No.91 の内容を踏まえれば、特定事業契約第 107 条第 1 項に定める解除事由を構成する事実は何ら存在せず、同条項は適用不可能です。

よって協議は、個別対話結果 No.91 に基づく契約解除に向けたものではなく、本事業の実施に向け、貴市及び弊社が相互に事業の趣旨を尊重することを定めた特定事業契約第 2 条第 1 項の趣旨に則り、弊社として臨むものであることを申し添えます。

3 貴市文書「4 本通知の送付の説明について」について

特定事業契約第 127 条において、特定事業契約に関する情報は広く秘密保持義務の対象になっており、相手方の事前の書面による承諾なく、第三者に開示することは禁止されております。今般の貴市による協議申し入れに関する情報はいずれも守秘の対象であり、弊社として開示を承諾した事実はありません。また、今後の協議についてもその開催及び協議内容等は同条の適用を受けるものであり、弊社の事前の書面による承諾なく貴市がこれらの情報を第三者に開示することは、特定事業契約違反を構成することを念のため申し添えます。

以 上

6 豊多整第 132 号
令和 7 年 2 月 17 日

豊橋ネクストパーク株式会社
代表取締役 平出 和也 様

豊橋市長 長坂 尚登



貴社 2025 年 2 月 13 日付け通知書について（回答）

貴社から送付されました、令和 7 年 2 月 13 日付け「貴市令和 7 年 2 月 6 日付通知書について」に関し、下記のとおり回答いたします。

記

1 協議の開催場所

豊橋市役所内を予定しております。

2 協議の日程

協議日程について、貴社より令和 7 年 2 月 19 日をご希望とのことでしたが、再度、以下の日程候補日から、ご希望の日時をご教授ください。

令和 7 年 2 月 27 日（木）、28 日（金）、3 月 3 日（月）、4 日（火）のいずれか

なお、返答については、FAX、E-mail でも構いません。

担当課：豊橋市文化・スポーツ部
多目的屋内施設整備推進室

電 話：0532-51-2864

FAX：0532-56-3005

E-mail：tamokuteki@city.toyohashi.lg.jp

2025 年 2 月 21 日

豊橋市長 長坂 尚登 様

豊橋ネクストパーク株式会社
代表取締役 平出

貴市令和 7 年 2 月 17 日付通知書について

貴市から弊社宛送付のありました、令和 7 年 2 月 17 日付「貴社 2025 年 2 月 13 日
付け通知書について（回答）」（6 豊多整第 132 号。以下「貴市文書」といいます。）に
関し、以下の通り回答いたします。

1 貴市文書「1 協議の開催場所」について

承知いたしました。
会場の詳細をご指定ください。

2 貴市文書「2 協議の日程」について

令和 7 年 3 月 4 日（火）14 時 30 分～を希望します。

以 上

6 豊多整第 136 号
令和 7 年 2 月 26 日

豊橋ネクストパーク株式会社
代表取締役 平出 和也 様

豊橋市長 長坂 尚登



貴社 2025 年 2 月 21 日付け通知書について（回答）

貴社から送付されました、令和 7 年 2 月 21 日付け「貴市令和 7 年 2 月 17 日付通知書について」に関し、下記のとおり回答いたします。

記

1 協議の開催場所・日時

開催場所：豊橋市役所東館 4 階 41 会議室
日時：令和 7 年 3 月 4 日（火）14 時 30 分～

協議当日は、直接上記開催場所にお越しください。

会場の準備がございますので、協議に参加される方の名簿を事前にご提出ください。

なお、返答については、FAX、E-mail でも構いません。

担当課：豊橋市文化・スポーツ部

多目的屋内施設整備推進室

電 話：0532-51-2864

FAX：0532-56-3005

E-mail：tamokuteki@city.toyohashi.lg.jp

多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業に関する協議
議事録

時間: 令和7年3月4日(火) 14:30 ~ 15:40

場所: 豊橋市役所東館 4 階 41 会議室

出席者(敬称略):

豊橋市 田中、山口、浅倉、北村、大江、石田、吉村

事業者

議題

- (1) 多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業に関する経過説明について
 - (2) 今後の協議内容について
 - (3) 協議に関する情報の取り扱いについて
- その他

議事内容 ※発言者に記載がない箇所は市

・会議冒頭発言

- 会議が始まる前に市長が挨拶・名刺交換のみ行い、公務の都合により具体的な協議は不参加ということであったが、事業者は何ら契約違反がないにもかかわらず、市が一方的に契約解除を求めたことについて、市長自身から事業者に対して何の言葉もなかったことは、大変遺憾である。(事業者)
- 事前に送付した通知でも伝えた通り、今回のケースは特定事業契約書(以下、「契約書」)第 107 条の契約解除の事由の要件を充足していないと考えている。よって、事業者としては、この会議も契約解除に向けた協議として参加をしていない。よって今後対外的に、契約解除に向けた協議という説明をされること自体がミスリーディングであり、そのような説明は事業者として同意できないことも申し伝える。(事業者)
→双方の見解が異なるところではあるが、議題に沿って会議を進めさせていただく。

(1) 多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業に関する経過説明について

- 本市と事業者との通知のやり取り、及びその間の議会の動きを説明
→特に意見なし。(事業者)

(2) 今後の協議内容について

- 契約書第 107 条の契約解除に関する条項の解釈について、以下2点を説明。
 - ・政策方針に掲げた現市長が市長選挙において当選したということが、本事業に関する住民要請に変化が生じたことと考えており、契約書第 107 条第 1 項に基づく解除が可能と考えている。
 - ・個別対話 No.91 において、契約書第 107 条第 1 項の契約解除に関して、「現時点で具体的に想定されるのは災害対応またはこれに準じる非常事態の場合」と回答しているが、その時点の想定であり、回答後に生じたこれら以外の事由による解除権を放棄する趣旨ではないと認識している。

- 契約書第 107 条第 1 項に定める解除権が発生する根拠が存在していないため、契約を解除することはできないと考える。(事業者)
- 個別対話 No.91 で災害対応以外の事由も対象となるというのはその通りだが、個別対話 No.91 にある通り、契約書第 107 条第 1 項に基づく解除権が発生する要件は、あくまでも「市が必要不可欠な公益上の目的を達成するために事業契約を解除する必要がある、かつ、公益上の目的を達成するために他に選べる手段がないと認められる場合」である。そしてそのような事由は発生していない。(事業者)
- 大前提として契約は既に当事者によって締結された法的に有効なものである。法的に有効な契約であるということは、契約書の当事者である民間事業者側は契約書上本事業を実施する権利をもっており、この権利は法的に保護された民間事業者の財産である。一般的に、行政側の事情で私有財産権を制限するには、私有財産権保護の要請を上回る公益上の理由が必要であり、かつその公益は、具体的かつ明白に予測されるようなニーズがある場合や、現実の差し迫った必要性がある場合であり、個別対話 No.91 はそれを明らかにしたものである。従って、契約書第 107 条第 1 項を適用するには、契約書に基づく事業の実施を上回るだけの公益上の必要性があることについて、具体的かつ明白で、現実の必要性という客観的なレベルの根拠がなければならない。(事業者)
- 市長選挙が一定の政治的な意味合いを持つことは否定しないが、事実として発生した結果は、組織のトップが変わったということのみであり、それ以外には契約書締結時と客観的な事情は何も変わっていない。従って、市長の交代のみをもって、民間の財産を奪うだけの公益上の理由があるという理屈は成り立たない。(事業者)
- 市としては政策変更が行われた中で、解除に向けた協議を申し入れている。
- 政策変更という理由付けは、先ほど説明した通り契約書第 107 条第 1 項の要件には該当しないと考える。(事業者)
- なお、個別対話の内容は、個別対話結果の資料冒頭に記載されている通り入札説明書等と一体であり、入札説明書等は契約書の一部を構成している。従って、個別対話の内容も法的に拘束力があることは念のため申し上げておく。(事業者)
- 一般に契約を解除する場合には、解除する側が根拠を立証する必要がある。従って、市が契約書第 107 条第 1 項の要件を充足すると主張するのであれば、その明確な根拠を文書にて示してほしい。その上でその説明を受ける協議に臨むことまでは否定するものではない。(事業者)
- 市長に報告し、今後の対応を検討する。

(3) 協議に関する情報の取り扱いについて

- 本案件は市民や議会、報道機関など外部の方の関心も非常に高く、通知のやり取りや協議の進捗状況などに関して、一定の説明の必要性を認識している。契約書第 127 条の秘密保持義務の条項がある中で、都度、事業者側の確認を取りながら、情報の開示をしていきたいと考えている。
- 契約書第 127 条の通り、相手方の事前の書面による承諾がなければ情報は開示できないということなので、本規定に則って情報管理していただくものとする。(事業者)
- 情報公開請求を受けて開示されたものは守秘義務対象から外れる。(事業者)

ただし、情報公開請求に基づいて開示された情報について、純粋な事実を外部に説明することはよいが、何らかの示唆やミスリードするような情報発信は秘密保持義務違反である。例えば、今回の協議も解除に向けた協議ではなく、その手前のニュートラルな協議をしているという認識である。(事業者)

→事業者の確認を取ったうえで開示させていただく。

その他

➤ 以下の2点について、市から説明。

・市の方で別発注している埋蔵文化財調査、水道管耐震化事業について説明。

埋蔵文化財調査については、旧豊橋球場グラウンド中央部の調査のみで終える予定であり、年度末までに埋め戻しの作業を行う予定である。

水道管耐震化事業についても、事業区域内で関連することもあるため、情報提供を行う。

→特に意見なし。(事業者)

・工事区画内の旧豊橋球場周りのトイレについて、公園内のトイレが不足しており、利用できないかという市民の意見を頂いているので、利便性の点からも使用できるようにできたらと考えている。

→特定事業契約に基づくものになるかと思うため、確認が必要。指示内容を書面でのやり取りで示してほしい。
(事業者)

→市側で内容整理させていただく。

以上

6 豊多整第 147 号
令和 7 年 3 月 24 日

豊橋ネクストパーク株式会社
代表取締役 平出 和也 様

豊橋市長 長坂 尚登



多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業に関する協議について（回答）

令和 7 年 3 月 4 日に行いました多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業に関する協議において、質問いただいた事項について、以下の通り回答いたします。

1 特定事業契約第 107 条第 1 項の解除事由について

令和 6 年 11 月の市長選挙の結果、多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業（以下、「本事業」という。）の契約解除を政策方針に掲げた市長に交代いたしました。このことは、本事業に関する住民要請に変化が生じたことにほかならず、本事業を実施する必要がなくなったものと認識しております。

そのような住民要請の変化を受け、市長が本事業の政策変更を事由として契約解除することは、個別対話結果 No. 91 の「市が必要不可欠な公益上の目的を達するために事業契約を解除する必要がある、かつ、公益上の目的を達成するために他に選ぶ手段がないと認められる場合等」に該当するものであり、特定事業契約第 107 条第 1 項の規定による契約解除が成り立つものと考えております。

なお、本市としましては、令和 6 年 11 月 21 日付「多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業の特定事業契約の解除の申し入れについて（通知）」（6 豊多整第 83 号）により、個別対話結果 No. 91 に基づく協議の申し入れをしてきました。しかし、現状において、個別対話結果 No. 91 の解釈につき、貴社と本市との間で見解の不一致が生じている状況であり、以後も個別対話結果 No. 91 に基づく協議を行うことは困難であると認識しておりますが、ご意見を伺いたく存じます。

担当課：豊橋市文化・スポーツ部

多目的屋内施設整備推進室

電 話：0532-51-2864

FAX：0532-56-3005

E-mail：tamokuteki@city.toyohashi.lg.jp

令和 7 年 4 月 3 日

豊橋市長 長坂 尚登 様

愛知県豊橋市花田一番町 177 番地
豊橋ネクストパーク株式会
代表取締役 平出 和

貴市令和 7 年 3 月 24 日付け通知書について

貴市の令和 7 年 3 月 24 日付け「多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業に関する協議について（回答）」（6 豊多整第 147 号。以下「本回答」といいます。）について、以下のとおり、当社の意見を申し上げます。

1 特定事業契約第 107 条第 1 項の解除事由について

多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業（以下「本事業」といいます。）に係る令和 6 年 8 月 16 日付け特定事業契約書（同年 9 月 27 日豊橋市議会の議決により発効。以下「特定事業契約」といいます。）第 107 条第 1 項によれば、貴市は、「本施設等を他の公共の用途に供することその他の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合又はその他市が合理的に必要と認める場合」に、6 ヶ月以上前に当社に対して通知することにより、特定事業契約の全部又は一部を解除することができます。そして、令和 6 年 3 月 29 日付けで公表された、本事業に係る個別対話結果¹（以下「個別対話結果」といいます。）No.91 において、特定事業契約第 107 条第 1 項にいう「公益上やむを得ない必要が生じた場合又はその他市が合理的に必要と認める場合」とは、「市が必要不可欠な公益上の目的を達成するために事業契約を解除する必要性があり、かつ、公益上の目的を達成するために他に選びうる手段がないと認められる場合等」をいい、「現時点で具体的に想定されるのは災害対応又はこれに準じる非常事態の場合」であることが明確にされています。

貴市は、本回答において、「契約解除を政策方針に掲げた市長に交代」し、「本事業に関する住民要請に変化が生じた」ことをもって、「市が必要不可欠な公益上の目的を達成するために事業契約を解除する必要性があり、かつ、公益上の目的を達成するために他に選びうる手段がないと認められる場合等」に該当すると述べています。

しかしながら、仮に、本事業の実施の是非に係る市民の意向に何らかの変化があったとしても、それは「災害対応又はこれに準じる非常事態の場合」のような「必要不可欠な公益上の目的」とはいえず、また、仮に一定の市民の意向に配慮するとしても、他の措置によることなく、直ちに特定事業契約を解除して本事業を完全に白紙化することについて、「他に選びうる手段がない」とはいえません。

そもそも、市政全般が争点になる市長選挙の結果は²、当選した市長の特定の政策の実施を絶対的に正当化するものではありません。

¹ 個別対話結果は、「入札説明書等と一体をなすもの」であり（個別対話結果表紙）、「特定事業契約と一体の契約」として、「特定事業契約の一部を構成する」（特定事業契約第 3 条第 1 項）とされます。

² 市長選において貴市の長坂市長及びその対立候補は、本事業に限らない多数の政策を公約に掲げています。

また、市長選では本事業の推進に賛成する候補の合計得票数が長坂市長の得票数を上回っていたこと³や、本事業の継続を求める請願がなされ、市議会において採択されたこと⁴に鑑みても、貴市の市長選挙の結果のみをもって、特定事業契約上の解除事由を充足するに足る客観的な事実があるとも評価できません。

以上のとおり、貴市の市長選挙の結果は、個別対話結果 No.91 の事由に該当するものではありません。

以上の当社の見解を踏まえ、本件において、いかなる客観的な事情をもって「災害対応又はこれに準じる非常事態の場合」のような「市が必要不可欠な公益上の目的を達成するために事業契約を解除する必要がある、かつ、公益上の目的を達成するために他に選べる手段がないと認められる場合等」に該当すると判断されたのか、具体的に回答いただきますよう要望いたします。

2 協議の継続について

本回答において、貴市は、「以後も個別対話結果 No.91 に基づく協議を行うことは困難である」との「認識」を示されておりますが、かかる「認識」を根拠とした拙速な協議の打ち切りは厳に控え、引き続き協議を継続いただくことを要望いたします。

この点につきまして、個別対話結果 No.91 において、貴市において、「[特定事業契約] 第 107 条第 1 項に基づき解除権が行使できる場合であっても、緊急やむを得ない事情がある場合を除き、事業者との間で事前に相当期間協議を行っていただく」ことをご確認いただいております。

上記 1 のとおり、そもそも本件では、貴市から、本件が「[特定事業契約] 第 107 条第 1 項に基づき解除権が行使できる場合である」ことについて、十分な説明がなされていません。したがって、現時点では、個別対話結果 No.91 の協議を開始すべき前提を欠いていると認識しております。

この点を措くとしても、貴市の申入れにより協議が行われたのは、令和 7 年 3 月 4 日の 1 回のみであり、「相当期間」の協議がなされていないことは明らかなです。

また、本回答において、貴市は、「現状において、個別対話結果 No.91 の解釈につき、貴社と本市との間で見解の不一致が生じている状況である」と述べておられますが、貴市が、いかなる「個別対話結果 No.91 の解釈」をもって、貴市の市長選挙の結果が、個別対話結果 No.91 の事由に該当すると判断したのか、これまで、何らの説明もなされておられません。

このように、貴市からの実質的な説明が何らなされていない現時点において、「以後も個別対話結果 No.91 に基づく協議を行うことは困難である」との一方的な見解を示されたことは、極めて遺憾です。貴市から十分な説明をいただいた上で、引き続き当社との協議を継続していただく必要があり、協議の日程等について早急にご連絡をいただくよう要望いたします。

念のため、個別対話結果 No.91 において要求された協議が尽くされることなく特定事業契約が解除された場合には、それ自体が解除の違法性を基礎付ける理由となり得ることを申し添えます。

以 上

³ 近藤喜典氏 (36,079 票) 及び浅井由崇氏 (41,094 票) の合計 77,173 票に対し、長坂市長 45,491 票。

⁴ 本事業の継続を求める請願について、署名総数 13 万 4,092 人、豊橋市民が約 6 万人弱、市外の方は約 7 万 5,000 人の署名が集まり、これが令和 6 年 12 月 20 日に市議会にて採択されています。

令和 7 年 5 月 19 日

豊橋市 御中

愛知県豊橋市花田一番町 177 番地
豊橋ネクストパーク株式会社
代表取締役 平出 和

特定事業契約書第 127 条に基づく第三者に対する情報の開示について

多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業（以下「本事業」といいます。）に係る令和 6 年 8 月 16 日付け特定事業契約書（同年 9 月 27 日豊橋市議会の議決により発効。以下「特定事業契約」といいます。）第 127 条に基づき、以下の通り依頼申し上げます。

令和 7 年 5 月 15 日の豊橋市議会において、本事業の継続に関する住民投票条例の制定が可決されました。住民投票が実施されるにあたり、今後市民に対し、本事業の提案について、より詳細な情報の説明が求められると考えております。つきましては下記の資料に関する情報について、弊社の判断において第三者へ開示することを、書面により承諾頂きたく存じます。

- ・事業提案書
- ・プレゼンテーション・ヒアリング議事録（令和 6 年 5 月 22 日実施）

なお、本書による弊社の貴市による承諾の要請は、本事業に関する情報が無条件に開示されることを弊社として承諾するものではなく、既に開示済みの情報及び上記に従って弊社が開示した情報以外の情報については、引き続き特定事業契約第 127 条の適用を受けるものとします。

以上

7 豊ス再第 27 号
令和 7 年 5 月 22 日

豊橋ネクストパーク株式会社
代表取締役 平出 和也 様

豊橋市長 長坂 尚登



貴社令和 7 年 5 月 19 日付け依頼書について (回答)

貴社からの令和 7 年 5 月 19 日付け「特定事業契約書第 127 条に基づく第三者に対する情報の開示について」(以下「本依頼」といいます。)の依頼について、以下のとおり回答いたします。

1 特定事業契約書第 127 条に基づく第三者に対する情報の開示について

本依頼につきまして、事業提案書においては、令和 7 年 5 月 19 日までに豊橋市情報公開条例(以下「本条例」といいます。)に基づいて本市が第三者に公開決定した部分に限り、第三者に開示することを承諾します。また、事業提案書の一部非公開とした部分及びプレゼンテーション・ヒアリング議事録(令和 6 年 5 月 22 日実施)においては、本市として、情報を公平かつ公正に提供する観点から、市民にすべて公開することが望ましいと考えているため、すべて開示することを求めます。

なお、同じ趣旨で、貴社が開示する情報については、本市のホームページ上で公開すること等を予定しております。

2 貴社が第三者への情報開示を求める理由について

本条例は、市民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、市政に対する市民の理解を深め、市民と市との信頼関係及び協力関係の増進に寄与することを目的としており、公文書は原則公開すべきとしています。また、特定事業契約書においても、本市条例を遵守することとなっております。これまで、本市が貴社に対して、本条例第 12 条に基づき、第三者への公開決定等に対する意見書の提出を求めたところ、公開に支障が生じる部分があるとし、その理由として「すでに公表されている情報以外が公表されることで、他に模倣され、法人の権利、競争上の地位などを害するおそれがある」との回答がありました。本依頼においては、一部非公開とした部分を第三者に開示することを求めたものであり、これまでの貴社からの意見とは異なる内容であることから、本条例を踏まえ、非開示から開示に変わる理由をお伺いしたく存じます。

3 その他について

現在行っている協議とは別に、情報の開示・非開示について必要により協議に応じます。

担当課：豊橋市文化・スポーツ部

スポーツ施設再編室

電 話：0532-51-2864

FAX：0532-56-3005

E-mail：sports-saihen@city.toyohashi.lg.jp

令和7年6月18日

豊橋市 御中

愛知県豊橋市花田一番町 177 番地
豊橋ネクストパーク株式会
代表取締役 平出 和

貴市令和7年5月22日付け通知書について

貴市の令和7年5月22日付け「貴社令和7年5月19日付け依頼書について(回答)」
(7 豊ス再第 27 号。以下「本回答」といいます。) について、以下のとおり、弊社の意
見を申し上げます。

1 情報開示の範囲について

まず前提として、行政に提供された文書は住民の知る権利のために情報公開条例に基
づく開示対象となりますが、他方で、一般に情報は企業にとって極めて重要な財産であ
り、当該企業の競争力の源泉でもあるため、情報提供者である企業の競争上の地位その
他正当な利益を害するおそれがある情報は、条例上非開示情報とされ(豊橋市情報公開
条例第6条第1項第(2)号)、情報に関する企業の利益は制度上保護されています。

過去の情報公開請求に対して弊社が非開示を求めた箇所はそのようなおそれがある
からであり、弊社として正当な利益を守るために行ったものです。

次に、本事業の継続につき住民投票が実施されるからと言って、弊社にとって非開示
情報を引き続き非開示としておくべき正当な利益があることには変わりありません。
公開されてしまえば市民に限らず広く第三者が見ることが可能となり、弊社のビジネス
上の競争相手も非開示情報が得られるため、その結果弊社が不当な不利益を被る危険は、
住民投票とかかわりなく存在しています。

このように弊社がこれまで開示できないとしてきた情報は、弊社の正当な利益を守る
ために条例によって保護され、かつ貴市も非開示することを認められたもの※1です。従
って、かかる利益をどこまで放棄するかは、その利益を保有している弊社の判断となり
ます。

本回答において貴市は「情報を公平かつ公正に提供する観点から、市民にすべて公開
することが望ましいと考えているため、すべて開示することを求めます」と述べておら
れますが、以上述べたとおり、弊社の正当な利益を守る必要がある以上、無条件ですべ
ての開示に応じることはできません。

※1 令和6年11月20日付で情報公開請求のあった事業提案書については、弊社の意見書を踏まえ、令和7年2月14日
付(豊多整第130号)で貴市が公開決定をされています。

2 弊社による情報開示について

今般本事業の継続に関して住民投票が実施されることとなり、市民の皆様の判断のために本事業に関して一定の情報提供の必要があることは、弊社としても否定するものではありません。

しかし、だからといって弊社の正当な利益を放棄するよう強要されることは、前述のとおり企業として許容できません。

かかる状況のなかで、弊社としても本事業及び住民投票の重要性をできる限り尊重したいと考えております。弊社の正当な利益をどこまで犠牲にすることに耐えられるのか、弊社としても真剣に検討し、弊社の判断において最大限協力できる範囲で市民の皆様の判断に資する情報提供を行っていく所存です。

弊社の意見は以上のとおりです。なお、弊社としては、市民の皆様への情報提供を適時に行う観点から、以下の書類について、弊社の判断で第三者へ開示することがあり得ることを併せて申し添えます。

- ・事業提案書
- ・プレゼンテーション・ヒアリング議事録（令和6年5月22日実施）

以上

7 豊ス再第 56 号
令和 7 年 6 月 30 日

豊橋ネクストパーク株式会社
代表取締役 平出 和也 様

豊橋市長 長坂 尚登



貴社令和 7 年 6 月 18 日付け通知書について

貴社からの令和 7 年 6 月 18 日付け「貴市令和 7 年 5 月 22 日付け通知書について」に関し、以下のとおり回答いたします。

1 特定事業契約書第 127 条に基づく第三者に対する情報の開示の認識について

事業提案書及びプレゼンテーション・ヒアリング議事録（令和 6 年 5 月 22 日実施）（以下「議事録」といいます。）に記載された情報については、貴社からの 2025 年 2 月 13 日付け「貴市令和 7 年 2 月 6 日付通知書について」において、「特定事業契約に関する情報は広く秘密保持義務の対象になる旨、示され、また、令和 7 年 5 月 19 日付け「特定事業契約書第 127 条に基づく第三者に対する情報の開示について」にて当該情報の開示の承諾を求めていることから、本市も特定事業契約書第 127 条の秘密保持義務の対象となる情報と認識しております。

本市は、令和 7 年 5 月 22 日付け 7 豊ス再第 27 号で回答したとおり、事業提案書につき、豊橋市情報公開条例に基づいて本市が第三者に公開決定した部分に限り、情報の開示を承諾しております。

貴社からの令和 7 年 6 月 18 日付けの通知書で示された事業提案書及び議事録について、「弊社の判断で第三者へ開示することがあり得る」とする貴社の見解と特定事業契約書第 127 条との関係について、貴社の御認識をお伺いしたく存じます。

2 その他について

現在行っている協議とは別に、情報の開示・非開示について必要により協議に応じます。

担当課：豊橋市文化・スポーツ部
スポーツ施設再編室

電 話：0532-51-2864

FAX：0532-56-3005

E-mail：sports-saihen@city.toyohashi.lg.jp